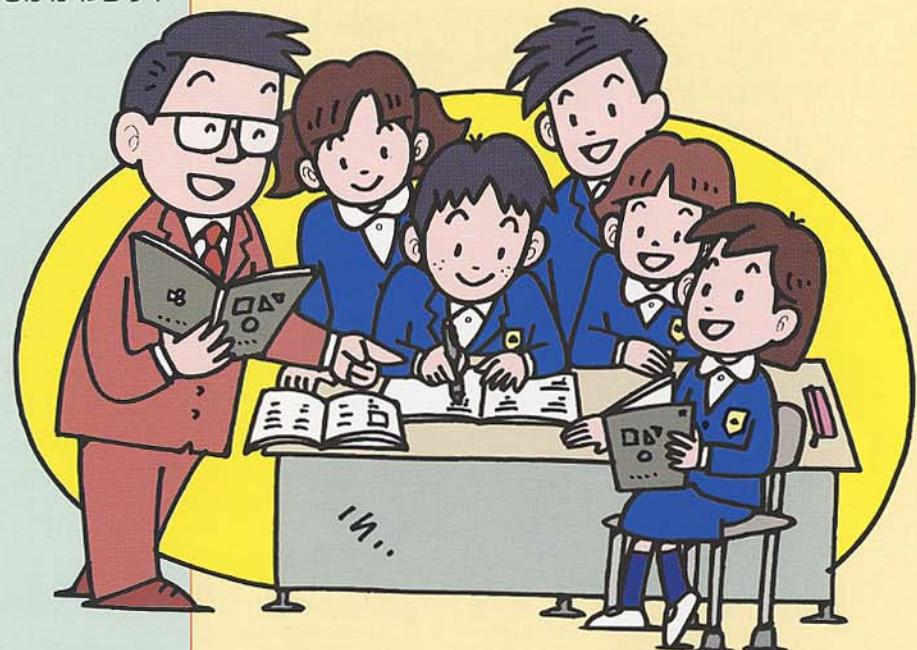


**第三条（教育の機会均等）**

すべて国民は、ひとしく、その能力に応する教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

- ② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

**第四条（義務教育）**

国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

- ② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

**第五条（男女共学）**

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならぬものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

**第六条（学校教育）**

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- ② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

**▼教育の機会均等**

- 「教育を受ける権利」「生涯にわたり学習する権利」「障害者などへの特別な支援についての規定」を新しく規定することの是非については、引き続き検討します。

**▼義務教育**

- 基本的には現行法の規定を維持しつつ、義務教育制度をできるだけ弾力化する方向で、関係法令の見直しを中央教育審議会の分科会で検討します。

**▼男女共同参画社会への寄与**

- 教育の基本理念として、男女共同参画社会の実現や男女平等の促進に寄与するという趣旨を新たに規定する必要があると考えます。

**▼学校、家庭、地域社会の役割等****学校**

- 学校の役割について、知・徳・体の教育などを新たに規定する必要があると考えます。高等教育の視点や、私学振興の視点も必要です。

**教員等**

- 教員の使命感や責務、資質向上や研修の重要性について、新たに規定する必要があると考えます。

### 第七条（社会教育）

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

- ② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

### 第八条（政治教育）

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

- ② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

### 第九条（宗教教育）

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

- ② 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第十条（教育行政）

教育は、不当な支配に服すことなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである。

- ② 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

### 第十一条（補則）

この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適當な法令が制定されなければならない。

### 家庭教育

- 家庭（保護者）の果たすべき役割や責任について、社会教育とは別に新たに規定する必要があると考えます。

### 学校・家庭・地域社会の連携・協力

- 学校・家庭・地域の連携や協力について、新たに規定する必要があると考えます。

### ▼国家、社会の主体的な形成者としての教養

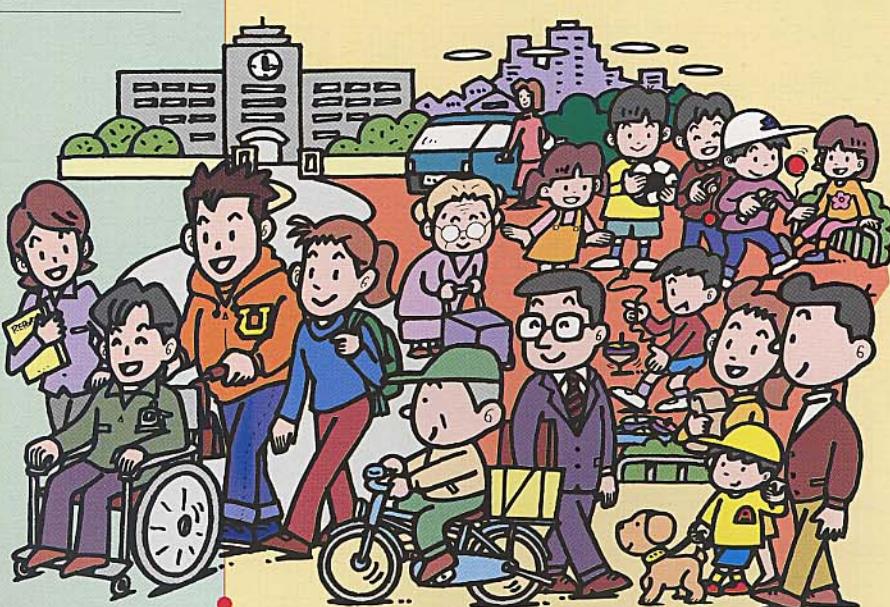
- 国家、社会の形成に主体的にかかわっていく態度の育成について、新たに規定する必要があると考えます。

### ▼宗教に関する教育

- 「普遍的な宗教心」の教育や「宗教的情操の涵養」などについて新たに規定すべきか否かといった視点を中心に、引き続き検討します。

### ▼国・地方公共団体の責務等

- 今後も、教育は不当な支配に服してはなりません。  
●教育行政における国、地方公共団体の責務などについて新たに規定する必要があると考えます。  
●教育振興基本計画（6ページ参照）の策定の根拠となる規定を置くべきと考えます。



# 教育振興基本計画の在り方について

## なぜ教育振興基本計画を策定するのですか？

教育の基本理念、基本原則を定めた教育基本法の見直しだけでは、教育は良くなりません。それを実行に移すための、具体的な制度の改善と施策の充実が必要です。このため、その一環として、教育基本法に基づいた長期的なプランである「教育振興基本計画」を策定する必要があります。近年制定された各種基本法にも、基本計画の根拠となる条文が置かれ、政府が責任を持って基本計画を策定しています。



教育振興基本計画に盛り込むべき内容は、今後、中央教育審議会の関係分科会等で検討を進めます。それを踏まえ、政府が、教育基本法の改正後、速やかに教育振興基本計画を策定することを期待します。

## 計画の基本的な考え方はどのようなものですか？

### 1 計画期間と対象範囲

計画期間は概ね5年間で、教育（学術・スポーツ、文化芸術教育なども含む。）が対象です。

### 2 計画の構成

国民に分かりやすい具体的な政策目標と施策を明記。目標をできるだけ数値化するとともに、施策の優先順位を明確にします。

- 政策目標の例
- いじめ、校内暴力の「5年間で半減」を目指す
  - TOEFLなどの客観的な指標に基づく世界平均水準の英語力をを目指す
  - 安易な卒業をさせないよう学生の成績評価を厳格化する
  - 子どもの体力や運動能力を上昇傾向に転じさせることを目標に、体力向上を推進する

### 3 留意すべき事項

- 施策の総合化・体系化、重点化により、教育投資を効率的に行います。
- 国と地方、行政と民間の役割分担を明確にします。
- 厳格な政策評価の定期的な実施、それを踏まえた計画の見直し、評価結果の積極的な広報を行います。

# ～中央教育審議会では、中間報告への国民のみなさまの御意見をお待ちしています～

担当 文部科学省生涯学習政策局政策課政策審議第一係  
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
FAX：03-3581-7003  
電話：03-5253-4111(内線3464)  
E-mail：chukyo@mext.go.jp

質問文・中間報告・教育基本法の条文・中央教育審議会のこれまでの審議の概要については、  
文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp/>)を御覧ください。

- ・ 質問文 → [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo0/gijiroku/001/011102/011102a.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo0/gijiroku/001/011102/011102a.htm)
- ・ 中間報告 → [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo0/toushin/021101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo0/toushin/021101.htm)
- ・ これまでの審議の概要 → [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/index.htm#gijigaiyou](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/index.htm#gijigaiyou)
- ・ 教育基本法の条文 → [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/001/011102/011102c.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/001/011102/011102c.htm)
- ・ 教育基本法の規定の概要 → [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/002/020701g.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/002/020701g.htm)
- ・ 教育基本法の制定に関する資料 → [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/002/020501g.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/002/020501g.htm)

～また、幅広く国民の御意見を伺うため、全国各地で一日中央教育審議会を開催しています～

## 一日中央教育審議会(公聴会) 開催日時・会場

【東京会場】 平成14年11月30日(土) 13:30～16:00 東京ビッグサイト(東京都江東区有明3-21-1)

【福岡会場】 平成14年12月 7日(土) 13:30～16:00 アクロス福岡(福岡県福岡市中央区天神1-1-1)

【福島会場】 平成14年12月 8日(日) 14:00～16:00 ビッグパレットふくしま(福島県郡山市安積町日出山字北千保19-8)

【京都会場】 平成14年12月14日(土) 13:30～16:00 国立京都国際会館(京都府京都市左京区宝ヶ池)

【秋田会場】 平成14年12月15日(日) 14:00～16:00 三井アーバンホテル秋田(秋田県秋田市大町2-5-1)

※一日中央教育審議会の傍聴・意見発表の申し込み方法・応募期間などについて  
では、上記担当までお問い合わせください。

## 中央教育審議会委員

会長	※鳥居泰彦	慶應義塾学事顧問・日本私立学校振興・共済事業団理事長
副会長	※木村孟	大学評価・学位授与機構長
副会長	※茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役社長
	浅見俊雄	日本体育・学校健康センター・国立スポーツ科学センター長
	荒木喜久子	新宿区立津久戸小学校長
	石倉洋子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	今井佐知子	社団法人日本PTA全国協議会元会長
	内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社常務取締役
	江上節子	東日本旅客鉄道株式会社フロンティアサービス研究所長
	奥島孝康	早稲田大学前総長
※梶田竜一		京都ノートルダム女子大学長
※加藤裕治		全日本自動車産業労働組合総連合会会長
岸本忠三		大阪大学長
※國分正明		日本芸術文化振興会理事長
※佐藤幸治		近畿大学法学部教授・京都大学名誉教授
高倉翔		明海大学長
田村哲夫		学校法人渋谷教育学園理事長・渋谷幕張中学・高等学校長
千田捷熙		東京都立両国高等学校長
寺島実郎		株式会社三井物産戦略研究所取締役所長・財団法人日本総合研究所理事長
渡久山長輝		財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
※永井多恵子		世田谷文化生活情報センター館長
※中嶋嶺雄		アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務総長・北九州市立大学大学院教授
中村桂子		JT生命誌研究館長
増田明美		スポーツジャーナリスト・スポーツライター
松下俱子		独立行政法人国立少年自然の家理事長
※森隆夫		お茶の水女子大学名誉教授
山下泰裕		東海大学体育学部教授
※山本恒夫		大学評価・学位授与機構評価研究部教授
横山洋吉		東京都教育委員会教育長
吉川弘之		独立行政法人産業技術総合研究所理事長
<b>(臨時委員)</b>		
※石弘光		一橋大学長
※市川昭午		国立学校財務センター名誉教授・国立教育政策研究所名誉所員
※黒田玲子		東京大学教授・総合科学技術会議議員
※鶴田卓彦		株式会社日本経済新聞社代表取締役社長
※西室泰三		株式会社東芝取締役会長

※は基本問題部会構成員